

『江戸川高規格堤防整備事業』と一体の
「北小岩一丁目東部土地区画整理事業」に関する公開質問書（追加質問含む）と
江戸川区長の「回答」

2013年9月30日

江戸川区長 多田 正見 様

公共事業改革市民会会議

『江戸川高規格堤防整備事業』と一体の
「北小岩一丁目東部土地区画整理事業」に関する公開質問書

私たちは、公共事業を見直し、国民の利益につながる事業に改革することをめざして活動している市民団体です。江戸川区が現在、「江戸川高規格堤防整備事業」と一体で進めている「北小岩一丁目東部土地区画整理事業」により、予定地の住民は12月16日までに立ち退きと住居取り壊しを迫られ、途方に暮れる日々を送っています。一般の公共事業では保障されている、土地取用手続における取用裁決のときのような、立ち退きを迫る決定に対する意見表明の機会もないまま、わずか5カ月で立ち退きを迫られていることに驚くとともに、なぜ、このように強権的な手段がとられるのか、根本的な疑問をもたざるをえません。

そして、スーパー堤防（高規格堤防）の整備と一体で進められている本事業については、様々な疑問が寄せられており、私たちはこの事業がこのまま遂行されていくことを看過することができません。

そこで、私たちは、江戸川区に公開質問書を提出し、それらの疑問を解明することにしました。下記1～5のとおり、質問しますので、文書で10月7日（月）までにご回答くださるよう、お願いします。

1 立ち退き強制について

江戸川区は予定地内の住民（権利者）に対して12月16日までに立ち退きを迫る「仮換地指定通知」を7月16日付けで発送しました。続いて7月下旬に住居の取り壊しを促す「建物等除却通知及び照会」を郵送しました。わずか5カ月という短い期間で立ち退きおよび住居取り壊しを迫るものです。しかし、このような短期間で、憲法で保障された居住の権利を奪うようなことがあってよいのでしょうか。このことに関して以下、質問します。

1. 江戸川区は「仮換地指定通知」および「建物等除却通知及び照会」で12月16日までの立ち退きと住居取り壊しを迫っていますが、これに応じることができない住民に対してどのような手段を取るつもりでしょうか。公権力を行使して強制執行するのでしょうか。住居の取り壊しも行うのでしょうか。江戸川区の見解を明らかにしてください。

◇回答

北小岩一丁目東部土地区画整理事業（以下「本事業」と言う。）の権利者の皆さんには、平成25年7月16日付けで送付した仮換地指定通知において、仮換地の位置や地積、従前地の使用収益ができなくなる日について通知させていただきました（土地区画整理法（以下「法」と言う。）第98条）。今回の仮換地指定の時期を含めた事業のスケジュールについては、これまで事業に取り組む中で、まちづくり懇談会の場やまちづくりニュースなどを使って再三権利者の皆さんには説明させていただいていたところです。事業の進捗状況等によって多少の変更等はありませんでしたが、今回の仮換地指定通知によって突然平成25年12月の移転・除却期限が明らかになったということは決してなく、平成25年10月頃という大まかなスケジュールについては以前よりご説明していたところ、さらに今回の仮換地指定通知によりその詳細な日程についてお示ししたことになります。

土地区画整理事業については、換地設計案が決まった後、皆さんに従前地にある建築物等の移転・除却をしていただいたうえで造成を行い、造成終了後に皆さんに新しい土地を引渡し、再建していただくという流れ

で一般的に事業が進められます。事業によって移転の仕方等は様々ですが、本事業では施行区域全体を造成する必要があるため、施行区域内の皆さんには一度現在ある建築物等について移転・除却していただき、造成期間中は地区外の仮住居にて生活していただいた後、造成終了後に新しい土地を引き渡し、新たに建築物等を再建していただくということで計画していますし、その事業スケジュールで、以前より権利者の皆さんには説明を続けてきています。

本事業の使用収益権の停止日については、上記の仮換地指定通知にて平成 25 年 12 月 16 日とすることを権利者の皆さんに通知しました。前述のとおり、本事業では造成工事にあたり施行区域内のすべての建築物等について移転・除却していただく必要がありますが、土地区画整理法上、建築物等の移転・除却については、施行者が行うか、または協議により権利者の皆さん自らに行っていただくということになります（法第 77 条）。建築物等の移転・除却については、協議により権利者皆さんに行っていただくのが一般的な手法です。本事業についても、協議により権利者の皆さんに移転・除却を行っていただくということを第一として進めていくことで考えていますので、権利者の皆さんが現在の建築物等について自ら移転・除却をする意思があるかを確認するため、「建築物等除却通知及び照会」を平成 25 年 7 月 23 日以降、権利者の皆さんにお送りしているところです（法第 77 条第 2 項）。

権利者の皆さんに新しい土地を引き渡す時期も含めた事業全体のスケジュールに影響が及ぶため、権利者の皆さんには、使用収益権の停止日として通知している平成 25 年 12 月 16 日までに現在ある建築物等を移転・除却していただき、事業の円滑な進行にご協力いただけるようお願いしています。事業にご協力いただいている皆さんが多数いる中、事業スケジュールの遅延は権利者の皆さんの生活

再建に大きな影響を及ぼしますので、お約束している事業スケジュールを守っていくことが施行者としての責務と考えています。よって、どうしても使用収益権の停止日までに現在ある建築物等の移転・除却をしていただけないということになれば、施行者自らが建築物等の移転・除却を行う直接施行（法第 77 条第 7 項）という手法も検討する必要があると考えます。ただし、区としては可能な限り権利者の皆さんにご納得いただいたうえで建築物等の移転・除却を含めた手続きを進めていきたいというのが一貫した想いですので、可能な限り権利者の皆さんとはお話し合いを続けていきたいと考えています。

2. **住民は憲法により、居住の権利を保障されており、一方的な立ち退き強制はあってはならないことです。区はこの立ち退き強制通知まで、どのような法的手続きをとってきたのか、その手続きの経過を明らかにしてください。**

◇回答

平成 25 年 9 月 30 日現在、区が「立ち退き強制通知」という通知をしたことはありません。

平成 25 年 7 月 16 日付けで送付した「仮換地指定通知」について言うのであれば、法第 98 条第 1 項に基づく仮換地の指定について、法第 98 条第 5 項及び第 6 項に基づき通知を発行し、ました。仮換地の指定については、法第 98 条第 3 項の規定に基づき、権利者の皆さんの代表者によって組織された北小岩一丁目東部土地区画整理審議会に諮問し、答申を受けただうえで、行っています。

なお、従前の土地について使用収益ができなくなることは、法第 99 条第 3 項に規定されています。

3. **その経過の中で各住民が自らの意思を表明して区と交渉することができたのでしょうか。意思表示と交渉を行う機会があったならば、どのような機会が設けられたのかを明らかにしてください。**

◇回答

権利者の皆さんに対しては、平成 21 年度以降、区が主催する「まちづくり懇談会」を開催し、区で事業についての必要な説明を行うとともに、皆さんからご意見・ご質問等をいただく場としてもご活用いただいています。また、それ以前から本地区の権利者の皆さんを対象とした説明会や勉強会、ワークショップ等の取組みを平成 18 年頃から実施してきました。また、平成 20 年度には施行区域内に現地事務所を開設し平成 21 年度以降は職員も常駐する体制を取っていますので、前述のまちづくり懇談会等の機会以外でも皆さんからのご意見やご相談をいただけるようにしています。また、不定期で発行しているまちづくりニュースをはじめ区からお知らせ等の配布がある場合は権利者の皆さんを訪問し直接お渡しすることを第一として取り組んでおり、それ以外でも清掃・草刈り等で外に出ている際など、声をかけていただければその場でもご意見・ご相談をお受けしているところです。

2 移転住民の生活設計について

一般の土地区画整理事業と異なり、本事業は工事の難航が予想されるためか、「仮換地指定通知」には、「仮換地指定された土地の使用開始時期」、すなわち、区画整理後の土地に戻れる時期が書かれていません。さらに、移転する住民は経済的な面で区画整理後の土地に戻れるかどうか定かではありません。このことに関して以下、質問します。

1. 「仮換地指定通知」に「仮換地指定された土地の使用開始時期」（区画整理後の土地を利用できる時期）が書かれていない理由を明らかにしてください。

◇回答

新しい土地をお引渡しする大まかな日程については、平成 28 年の 5 月頃ということをまちづくり懇談会やまちづくりニュース等で再三お知らせしています。ただし、詳細な日付については、造成工事の進捗状況等によって多少変わっていく可能性もあるので、現時点で日付まで指定して通知することは難しい状況です。造成工事の完了がある程度見据えられた段階で、皆さんに新しい土地を引き渡す詳細な日付についてはお知らせする予定です。なお、本区で施行している他地区の土地区画整理事業においても同様の進め方で取り組んでいます。

ただし、詳細な日付は現時点ではお示しできないとしても、いつ新しい土地を使用できるようになるかは権利者の皆さんの生活設計に影響を及ぼしますので、皆さんにお示ししている平成 28 年 5 月頃の引き渡しというスケジュールについては堅持していくべく、施行者として取り組んでいきます。

2. 住民は移転すれば、現在地にいつ戻れるか分からないまま、移転することになりますが、それでは将来の生活設計が成り立ちません。このことについて江戸川区の見解を示してください。

◇回答

上記< 1 について>で述べたとおりです。

3. 現在地から移転している期間が長引いた場合は、それに応じて移転中の居住のための補償額が増額されるのでしょうか。そのことを明らかにしてください。

◇回答

皆さんに土地をお使いいただけない従前地の使用収益権の停止から仮換地の使用収益権の開始までの期間及びその前後の引越しや建築物等の再建等に要する期間については、仮住居のための補償を行います。ただし、従前地の使用収益権の停止から仮換地の使用収益権の開始までの期間以外の引越しや建築物等の再建等に要する期間については、建築物の規模等によって補償が出る期間を区の方で決めさせていただきますので、それを超える期間についての仮住居補償はありません。

4. 土地区画整理事業終了後、移転住民が戻るとすれば、住宅を新築しなければなりません、その費用は全額補償されるのでしょうか。現在の中古住宅の評価額しか補償されないでしょうかから、住民は自己資金から多額の資金を捻出して住宅を新築しなければなりません。それができなければ、現在地に戻ることができず、移転住民は限られた補償額の範囲で、他の土地に移り住まなければなりません。このことについて江戸川区の見解を示してください。

◇回答

土地区画整理事業の施行に際しては、法第 78 条第 1 項で施行者は建築物等の移転・除却について通常生ずべき損失を補償しなければならないとしており、本事業も当然同条文に基づき事業を進めていきます。補償の内容については、本区で定めた「土地区画整理事業損失補償基準等」に基づいて補償金の算定を行っていきますが、土地区画整理事業における移転補償は生活再建を前提とした考え方に基づくものですので、ご指摘の「現在地に戻ることができなしい」というような考え方による補償ではないと考えます。ただし、建築物等の現在の状況に応じた補償となるため、築年数等による補償金算定上の考慮要素はありますので、現在の建築物等を新築するだけの補償金が出るということにはなりません。

建築物等の再建については、権利者の皆さんごとに様々なご事情があるかと思いますので、区でもそういっ

たご相談にお乗りしますということで、まちづくり懇談会やまちづくりニュース等で、ご案内しているところでは。

5. **上記のとおり、移転住民は経済的な面で現地に帰ることができないケースが多々あると予想されます。この事業は結局は大半の住民を現地から追い出すためものではないでしょうか。このことについて江戸川区の見解を示してください。**

◇回答

上記<4について>で述べたとおり、移転補償金の算定は生活再建を前提とした考え方に基づいていますので、ご指摘のような「経済的な面で現地に帰ることができないケースが多々ある」とは考えていません。また、本事業は当然土地区画整理法に則って施行され他の土地区画整理事業と同様の基準に則り移転補償金の算定は行われますので、ご指摘のような「この事業は結局は大半の住民を現地から追い出すためのもの」ということにもなりません。なお、再建にあたっては権利者の皆さん一件一件の様々な事情があるかと思えます。区としては、他地区におけるこれまでの取組みでも再建に関して様々な相談をうかがってきましたし、当然本地区でも同様に、再建等についての相談をお受けしていきます。

6. **江戸川区が今まで関わってきたスーパー堤防の整備事業（平井七丁目地区ほか）において、元の居住地に戻った移転住民の割合を明らかにしてください。**

◇回答

本地区では国の高規格堤防整備事業と区の土地区画整理事業を共同事業で行うこととしており、それと同様の事例となると平井七丁目北部地区ということになります。

平井七丁目北部地区では、従前の権利者74名のうち事業決定後から使用収益権の開始までに2名、使用収益権の開始から換地処分までに1.7名が土地を売却したと確認しています。また、換地処分後については本区では把握していません。

3 土地区画整理事業とスーパー堤防事業との関係について

本土地区画整理事業は、国のスーパー堤防事業（高規格堤防事業）との共同事業を前提に一体の事業として進められてきました。ところが、江戸川区は、東京地方裁判所で係争中の江戸川区スーパー堤防事業取消訴訟の裁判では「本件区画整理事業はスーパー堤防事業とは全く別個の事業であって、その盛土は防災機能の向上と宅地の利用増進を図るために地区外との高低差を解消することにある」と主張してきています。このことに関して以下、質問します。

1. **土地区画整理事業と国のスーパー堤防事業が一体の事業であることが明白であるのに、江戸川区はなぜスーパー堤防事業とは全く別個の事業であると、裁判で主張するのでしょうか。その理由を明らかにしてください。**

◇回答

土地区画整理事業は土地区画整理法に基づき区が施行者として施行し、高規格堤防整備事業は河川法に基づき国が施行する事業であり、法的には別個の事業であるということ、また、北小岩一丁目東部土地区画整理事業の成立要件は本地区における高規格堤防整備事業の施行を前提とせず、市街地整備事業としての必要性から都市計画決定及び事業計画決定をしていることを主張しています。

なお、北小岩一丁目東部土地区画整理事業の都市計画決定及び事業計画決定の時点において、国は北小岩一丁目地区高規格堤防整備事業の実施を決定していなかったため、北小岩一丁目東部土地区画整理事業は高規格堤防整備事業の施行を前提とした都市計画決定及び事業計画決定にはなっていません。北小岩一丁目東部土地区画整理事業と北小岩一丁目地区高規格堤防整備事業については平成25年5月30日に基本協定を締結しましたが、それより前の時点において、北小岩一丁目東部土地区画整理事業が高規格堤防整備事業を前提に都市計画決定や事業計画決定を行った事実はありません。

2. **江戸川区は今年5月30日に、土地区画整理事業とスーパー堤防事業を共同事業とする基本協定を国土交通省と結び、費用負担区分の基本方針も決めました。これを見ても、一体の事業であることは明々白々なのですが、江戸川区はそれでも、土地区画整理事業はスーパー堤防事業とは全く別個の事業であると主張するのでしょうか。**

このことについて江戸川区の見解を明らかにしてください。

◇回答

上記<1 について>で回答したとおりです。

3. 江戸川区がスーパー堤防事業とは全く別個の事業であると主張し続ける根拠として、この土地区画理事業が今までどのように法的な手続きをとってきたのか、手続きの詳細な経過を明らかにしてください。

◇回答

本事業の事業決定に至る都市計画法及び土地区画整理法に基づく手続きは以下のとおりです。

日付	内容	根拠法令
平成 21 年 7 月 5 日	都市計画素案の説明会開催	都計法第 16 条
平成 21 年 8 月 19 日	東京都が都市計画案に同意	都計法第四条第 3 項
平成 21 年 9 月 1 日	都市計画案の公告・縦覧及び意見書の受付 (縦覧及び意見書の受付は 9 月 15 日まで)	都計法第 17 条第 1 項及び第 2 項
平成 21 年 11 月 12 日	江戸川区都市計画審議会 ⇒都市計画の決定を了承する答申	都計法第 19 条第 1 項
平成 21 年 11 月 24 日	都市計画を告示	都計法第 20 条第 1 項及び第 2 項
平成 22 年 3 月 31 日	施行規程及び施行細則の決定。公布	土区法第 52 条第 1 項
平成 22 年 5 月 10 日	事業計画案の公告・縦覧及び意見書の受付 (縦覧は 5 月 24 日、意見書受付は 6 月 7 日まで)	土区法第 55 条第 1 項及び第 2 項
平成 23 年 3 月 14 日	東京都都市計画審議会 ⇒付議された意見書について全て不採択の決定	土区法第 55 条
平成 23 年 3 月 31 日	東京都が設計の概要について認可した	土区法第 52 条第 1 項
平成 23 年 5 月 17 日	事業計画の決定。公告	土区法第 55 条第 9 項

4 スーパー堤防は治水対策として有効か

北小岩一丁目スーパー堤防は江戸川の治水対策として位置づけられています。有効な治水対策であると言えるのでしょうか。このことに関して以下、質問します。

1. 今回予定されているスーパー堤防の長さはわずか 120 メートルです。そこだけ高盛土をして堤防を強化しても、それが江戸川の治水対策として何か意味があるのでしょうか。治水対策としてどのような意味があるのかを明らかにしてください。

◇回答

高規格堤防は、耐越水、耐浸透、耐浸食、耐震といった機能を有し、超過洪水による越流に対しても決壊しないとした堤防ですから、施行した箇所は確実に堤防として強化されるものと考えます。ただし、堤防としての線での効果を考えた場合、平成 25 年度に江戸川で国が施行を決定した高規格堤防整備事業の施行箇所は北小岩一丁目地区だけですが、高規格堤防整備事業は本地区のみの施行で江戸川での高規格堤防整備が完成するわけではありません。本地区での高規格堤防整備は、高規格堤防を区内で整備していく中での第一歩であり、区内全沿川の高規格堤防整備に向けて、今後も積極的に国に働きかけていきたいと考えています。なお、区内の大半が低平地であり高台もない本区にとっては、例え江戸川の整備対象区間すべての高規格堤防整備が終わる前段階のいわゆる点で、の整備状況であったとしても、区内に少しでも高台が増えることは緊急時の避難場所や避難経路の確保を考えるうえで有効であると考えます。

2. スーパー堤防が仮に治水対策として意味を持つとすれば、かなりの長さで整備して超大洪水に備えることだと思いますが、わずか 120 メートルの整備では長大な堤防において点の整備でしかありません。点の整備でも有効だという理由を説明してください。

◇回答

上記<1 について>で回答したとおりです。

3. 2010 年、スーパー堤防事業が「一旦廃止」と事業仕分けされた際、区長は「常に水害の脅威にさらされている海拔ゼロメートル地帯の実態を直視していない」と、国の対応を批判しました。ゼロメートル対策を区最大の課題としながら、区自身が最も対策が必要と認識している荒川沿川ではなく、なぜ、ゼロメートル地帯ではない江戸川沿川の北小岩 1 丁目東部地区を優先するのでしょうか。また、今日の深刻な脅威である内水氾濫の対策にこそ力点を置くべきではないでしょうか。総合的な水害対策について、その優先順位も含め、江戸川区のお考えを明らかにしてください。

◇回答

ハード対策としての外水や内水氾濫への対策、ソフト対策としての広域避難や防災教育などの取組みのいずれも区内全域において並行して取り組んでいかなければならない課題であり、高規格堤防整備事業の推進だけをもって水害対策を行っているとは考えていません。内水氾濫対策について言えば、下水道の整備や地下貯留槽の整備など、これまでも積極的に取り組んできております。

高規格堤防整備事業は超過洪水対策として必要な事業ですが、対象区間のほとんどが既成市街地であること等を考慮し、国は高規格堤防整備事業は市街地整備事業の機会に合わせて行うこととしています。今回、江戸川沿川に位置する北小岩 1 丁目東部地区で市街地整備事業の機会が生じたことから、それに合わせて高規格堤防整備事業を施行するということになったのであり、まちづくり構想や都市計画との調整を図りつつ順次事業を実施するということだ、と言えます。

4. 本事業の事業費は江戸川区の資料では 43 億円です。120 メートルで割ると、1 メートル当たり 3600 万円です。堤防の整備費として超高額の費用です。国土交通省は今年 5 月に策定した利根川・江戸川河川整備計画において江戸川下流部で延べ 22 キロメートルのスーパー堤防を整備するとしていますが、北小岩 1 丁目スーパー堤防の 1 メートル当たりの単価を当てはめると、約 8000 億円の事業費が必要となります。江戸川下流部にこのような超巨額の予算が付くはずがなく、国土交通省のスーパー堤防の計画は絵に描いた餅でしかありません。このことについて江戸川区の見解を示してください。

◇回答

高規格堤防整備事業は、国が計画している事業です。ご指摘の「江戸川下流部にこのような超巨額の予算が付くはずはなく」とした根拠は不明ですが、国が治水事業として必要だとしているのが高規格堤防整備事業である以上、その整備のために適切な予算化と整備が進められるものと考えます。

5 スーパー堤防の危険性

スーパー堤防は決して安全なものとは言えません。このことに関して以下、質問します。

1. 千葉県香取市の利根川のスーパー堤防は東日本大震災で数十センチ沈下し、水道配水管が破裂しました。また、千葉県栄町のスーパー堤防は東日本大震災で液状化現象が起き、亀裂が入りました。大地震が起きた時、北小岩 1 丁目スーパー堤防もこのような被害が発生することはないのでしょうか。このことについて江戸川区の見解を明らかにしてください。

◇回答

本地区における盛土造成については、平成 25 年 5 月 30 日の土地区画整理事業と高規格堤防整備事業との共同事業化をもって、国が高規格堤防として施行することとなりました。

高規格堤防の造成においては、液状化破壊やすべり破壊等が生じないように解析されたうえで設計され、造成されるものと認識しています。北小岩 1 丁目地区についても安全で強固な堤防を造成していただくよう、引き続き国に働きかけていきます。

2. スーパー堤防は災害時の避難所として利用できる、区は述べているようですが、食糧の備蓄もなく、トイレもない北小岩一丁目スーパー堤防が災害時の避難所になりうるのでしょうか。そのような場所に避難民が押し寄せたら、どのようなことになるのでしょうか。このことについて江戸川区の見解を明らかにしてください。

◇回答

前述のとおり、区内の大半が低平地であり高台もない本区にとっては、例え江戸川の整備対象区間すべての高規格堤防整備が終わる前段階のいわゆる点での整備状況であったとしても、区内に少しでも高台が増えることは緊急時の避難場所や避難経路の確保を考えるうえで有効であると考えます。

なお、北小岩一丁目東部地区における高規格堤防は、事業により高台化することによる付随的な効果として一時的な避難場所、避難経路としての活用も期待できるという説明をしているのであり、例えば大島小松川公園のように防災拠点となる広域避難場所としての位置付けで整備しているといった趣旨での説明をしているわけではありません。

《追加質問》

- 1 平井七丁目地区スーパー堤防の土地区画整理事業では、仮換地指定通知と建築物等除却通知は行われたのでしょうか。行われたならば、通知の対象世帯数、二つの通知の発送年月日、除却期限を明らかにして下さい。行われなかったならば、二つの通知を出す必要がなかった理由を明らかにしてください。

◇回答

- (1) 仮換地指定通知について

仮換地指定の通知日； 平成 12 年 6 月 5 日

従前地の使用収益停止日； 平成 12 年 10 月 31 日

通知世帯数； 地権者数 74 名

- (2) 建築物等除却通知について

平井七丁目北部地区では、別途建築物等の除却に関する通知及び照会は行っておりません。平井七丁目北部地区では、移転補償交渉を行う中で、補償金の承諾書等で権利者自らが建築物等の移転・除却を行うことについて確認をすとした手法で手続きを進めました。

- 2 平井七丁目地区スーパー堤防の土地区画整理事業について、仮住まいへの移転の開始時期と完了時期、および区画整理後の土地の利用開始可能時期を明らかにしてください。

◇回答

- (1) 仮住まいへの移転の開始時期と完了時期

平成 12 年 10 月 31 日の使用収益停止日に向け、移転補償契約締結後、概ね一ヶ月程度で家屋を除却されたと認識しています。

- (2) 区画整理後の土地の利用開始時期仮換地の使用収益開始日：平成 16 年 1 月 15 日

- 3 江戸川区が今まで直接施行で行った土地区画整理事業において、仮換地指定通知と移転通知照会を行った事例があれば、その事例について次のことを明らかにしてください。

対象世帯数、仮換地指定通知と移転通知照会の発送年月日、移転期限、仮住まいへの移転の開始時期と完了時期、区画整理後の土地の利用開始可能時期

◇回答

区施行における直接施行については、一之江駅西部土地区画整理事業において二件の事例があります。なお、一件については直接施行の執行宣言まで行いましたが、その後権利者の方が自ら移転・除却する意思を示されたため、直接施行の工事実施には至っていません（事例①とします）。また、もう一件については、建物所有者が不在で連絡も取れないことから、建物所有者不在のうえで実施された直接施行となります（事例②とします）。

- (1) 事例①について

仮換地指定の通知日； 平成 13 年 2 月 26 日

従前地の使用収益停止日； 平成 14 年 8 月 31 日

建築物等の移転除却通知及び照会； 平成 14 年 11 月 19 日
直接施行着手日； 平成 15 年 3 月 20 日
直接施行完了日； 権利者が自ら移転除却を行うことを申し出たため直接施行を中止
仮換地の使用収益開始日； 平成 15 年 3 月 18 日

(2) 事例②について

仮換地指定の通知日； 平成 11 年 3 月 24 日
建築物等の移転除却通知及び照会； 平成 11 年 4 月 27 日
従前地の使用収益停止日； 平成 11 年 5 月 1 日
直接施行着手日； 平成 11 年 9 月 18 日
直接施行完了日； 平成 11 年 11 月 16 日
仮換地の使用収益開始日； 平成 11 年 5 月 1 日

- 4 事業計画では宅地造成のための盛り土となっていますが、5月に締結された国土交通省との基本協定により、現状はスーパー堤防事業の盛り土となっています。いつ設計図が変わったかを明らかにしてください。

◇回答

本事業で必要としている盛土の形状は国道 14 号の市川橋の坂路に沿った形状ですが、本地区で高規格堤防を整備する場合に必要な形状は土地区画整理事業で必要としている盛土の断面形状の内側になっています。よって、形状の面から言えば、本地区で高規格堤防整備事業を施行することになったとしても、そのために先に決定した土地区画整理事業による盛土の形状を変更する必要はないということになります。よって、今回の設計図上の影響はありません。

- 5 「北小岩一丁目東部土地区画整理事業」で予定しているスーパー堤防がある場合とない場合で、北小岩付近における水害の影響がどのように変わるのかを明らかにしてください。◇回答

前述の<「4 スーパー堤防は治水対策として有効か」について>で述べたとおり、堤防としての線での効果を考えた場合、平成 25 年度に江戸川で国が施行を決定した高規格堤防整備事業の施行箇所は北小岩一丁目地区だけですが、高規格堤防整備事業は本地区のみの施行で江戸川での高規格堤防整備が完成するわけではありません。本地区での高規格堤防整備は、高規格堤防を区内で整備していく中での第一歩であり、区内全沿川の高規格堤防整備に向けて、今後も積極的に国に働きかけていきたいと考えています。

- 6 なぜ北小岩一丁目の一部だけをスーパー堤防にする事業を実施するのでしょうか。そこだけを盛り土することによってどのような意味があるのかを明らかにしてください。

◇回答

前述の<「4 スーパー堤防は治水対策として有効か」について>で述べたとおり、高規格堤防の整備は本地区だけで完了するわけではありません。